

寄稿

旧軍用地に係る土地政策と転用実態 —終戦直後から戦災復興期の都市部における旧軍用地転用—

長崎大学大学院工学研究科 准教授 今村洋一
いまむらよういち

1. はじめに

今夏で終戦 70 年である。終戦によって、陸軍及び海軍が解体され、全国にあった大量の軍用地は大蔵省所管の遊休国有地となった。そして、この旧軍用地は、戦後復興のなかで様々な活用された。筆者が勤務する長崎大学文教キャンパス¹もそうであるが、現在、我々が目にする大規模な土地利用は、旧軍用地を起源とするものも多い。旧軍用地の転用は、全国的に大量の公的都市ストックが転用されたという点で、我が国の土地利用史上、重大な出来事でもある。そこで本稿では、終戦直後から戦災復興期の都市部を対象に、旧軍用地に係る土地政策と転用実態を振り返ってみたい。

国（政府）は、旧軍用地をどのように活用すべきか、終戦直後から検討していた。国によって打ち出された終戦直後から戦災復興期における旧軍用地の転用方針は、供給サイドからの方針と需要サイドからの方針とに分けられる。供給サイドとは、陸海軍から旧軍用地を引き継いで管理処分に当たることになった大蔵省である。また、旧軍用地を接收し、その処分に当たって最終的な権限を有していた占領軍も該当しよう。国有財産法や国有財産特別措置法など、旧軍用地の処分にに関する特別措置を定めた法制度も、供給サイドである大蔵省によって整備されたものである。

需要サイドには、大蔵省以外の省庁における各担当部局が該当する。終戦直後、特に旧軍用地を

必要としたのは、食糧増産のための農地と、都市部における学校、住宅、工場としての需要であった²。いずれも、切迫した状況下での緊急的な需要であり、復興に必要不可欠な需要でもあった。

尚、国から出された旧軍用地の転用方針については、三宅らが閣議決定された基本方針のほか、学校、工場、農地への転用方針を紹介している³。しかし、罹災状況や実際の転用状況にまで踏み込んで、これらの方針が出された背景や方針ごとの転用成果にまでは言及されていない。

このような研究状況を踏まえ、本稿では、全国の旧軍用地の分布を整理したうえで、国から出された転用方針ごとに、その背景から成果までの一連の流れを明らかにしたい。供給サイドについては、前述のように大蔵省と占領軍から出された旧軍用地の転用方針を扱う。需要サイドについては、学校、住宅、工場への転用を対象として、その需要の発生した背景にも触れたうえで、各省庁の担当部局から出された転用方針及び転用計画を考察し、また、どのような成果がもたらされたのかまでみていきたい。

² 農地への転用は、農村部の広大な旧軍用地が主たる対象であるため本稿では扱わないが、戦後開拓事業と旧軍用地との関係として、松山薫『第二次世界大戦後の日本における旧軍用地の転用に関する地理学的研究』（東京大学学位論文、2001 年）が詳しい。

³ 三宅醇・西澤泰彦・大塚毅彦『旧軍用地および軍施設ストックが都市形成に果たした役割に関する研究』（pp. 26-35、第一住宅建設協会・地域社会研究所、1997 年）

¹ 三菱長崎兵器製作所大橋工場の跡地。

2. 全国における旧軍用地の分布

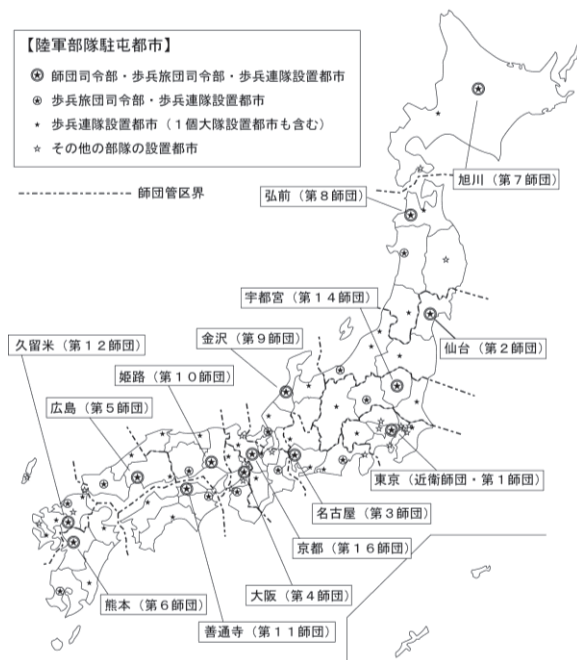
まず、全国のどこに、どれだけの軍用地があったのか、統計データから明らかにしておきたい。

(1) 陸軍省所管の軍用地

陸軍省所管の軍用地の面積については、1937 年まで『陸軍省統計年報』によって師団管区別（図－1）、種類別に把握できる（表－1）。これ以降の軍用地の面積変化については、統計がなく把握できないが、第二次世界大戦を迎えて航空戦力や防空の重要性が認識され、各地で急造された飛行場の面積が大幅に増加したはずである。また、兵器需要に対応するために、各地に陸軍造兵廠の工場が新たに建設されたので、造兵廠の面積も増加したことが予想される。これらの点で不備はあろうが、軍用地の地域分布を定量的に把握できる、最も終戦時に近い統計である。

この陸軍省統計によると、1937 年 3 月末の時点で、陸軍省所管の土地面積（内地）は約 1,782km²であった。種類別にみると、都市立地型の軍用地面積 9,450ha に対し、非都市立地型の軍用地面積

は 16 倍超の 153,877ha であった。定量的には演習場、飛行場、牧場といった非都市立地型の軍用地の占める割合が極めて高く、全面積の約 86%にも



図－1 陸軍部隊駐屯都市と師団管区（内地のみ）

表－1 陸軍省所管土地面積（1937 年 3 月末）

師団管区 (司令部所在都市)	都市立地型										非都市立地型				その他	合計
	官衙	兵営	学校	病院	練兵場	工場	倉庫	作業場	射撃場	埋葬地	(小計)	演習場	飛行場	牧場	(小計)	
近衛・第1師団(東京)	204	354	305	47	652	0	48	40	58	5	1,711	5,026	1,099		6,125	74
第2師団(仙台)	71	110	7	13	189		12	16	91	4	512	6,126		12,527	18,653	5
第3師団(名古屋)	73	176	30	15	195		185	31	194	4	903	2,099	1,889		3,988	1,043
第4師団(大阪)	30	88		8	157		92	24	32	3	434	746	29		774	55
第5師団(広島)	75	103	8	12	138	6	80	7	84	7	521	1,532			1,532	71
第6師団(熊本)	28	91	11	8	195		10	2	53	4	402	4,243		6,540	10,783	6
第7師団(旭川)	32	114		20	213		14	10	39	5	445	21,845		50,945	72,790	162
第8師団(弘前)	7	139		10	550		27	31	197	4	964	5,602		17,044	22,646	22
第9師団(金沢)	6	83		9	114		16	43	72	4	346	765			765	36
第10師団(姫路)	11	101		11	139		50	102	73	9	497	5,184	117		5,301	13
第11師団(普通寺)	14	97		9	135		15	104	88	4	465	1,170			1,170	24
第12師団(久留米)	63	179		15	271	0	58	36	81	7	710	6,693	155		6,848	76
第14師団(宇都宮)	5	119		10	100		19	54	49	3	359	705	25		731	6
第16師団(京都)	7	118		12	130		39	67	56	5	434	1,612	158		1,771	146
(小計)	626	1,871	361	197	3,179	7	665	566	1,166	67	8,704	63,348	3,473	87,056	153,877	1,740
大臣官房																11
築城部																13,122
造兵廠						717	18				735					46
千住製絨所						11					11					0
陸地測量部																0
合計	626	1,871	361	197	3,179	735	682	566	1,166	67	9,450	63,348	3,473	87,056	153,877	14,919

(注1) 単位：ha 原史料の坪表記を1坪=3.3m²で換算。

(注2) 端数処理のため、合計が合わない場合や表記上0となる場合あり。

(注3) 第13師団、第15師団、第17師団、第18師団は、軍縮によって1925年に廃止されている。

(注4) 築城部は要塞地帯を所有。築城部所管の面積は外地を含む。

(資料)『陸軍省統計年報(第49回)』(pp.168-169、陸軍省、1937年)

なっていた。師団管区別にみても、広大な牧場、演習場を抱える第7師団管区の軍用地面積が群を抜いていた⁴。また、第8師団管区、第2師団管区がこれに続き、非都市立地型の軍用地は、北海道、東北に偏在していた。

一方、都市立地型の軍用地面積は、近衛・第1師団管区が1,711haで最も多く、師団管区で集計した都市立地型の軍用地面積8,704haの約20%を占める。陸軍の枢軸であった東京には、様々な重要施設が置かれていたため、特に近衛・第1師団管区における官衙、兵営、学校、練兵場の面積は、他の師団管区と比べて格段に大きくなっていた。

(2) 海軍省所管の軍用地

海軍省所管の軍用地の面積については、1942年まで『海軍省統計年報』によって鎮守府・警備府管区(図-2)に把握できる(表-2)。しかし、陸軍省の統計のような種類別の記載はなく、総面積しか分からない。また、これ以降の軍用地の面積変化については、統計がなく把握できないが、陸軍省所管分と同様に、飛行場と海軍工廠の新設分の増加が考えられる。この点で若干の不備はあろうが、軍用地の地域分布を定量的に把握できる、最も終戦時に近い統計である。

この海軍省統計によると、1942年3月末の時点で、海軍省所管の土地面積(内地)は約168km²であった。前述のように、1937年3月末の陸軍省所管の土地面積(内地)は約1,782km²であるから、海軍省所管の土地面積は、陸軍省所管の1/10以下であったことが分かる。しかし、海軍省所管の軍用地には、陸軍省所管の土地面積の大半を占めていた演習場や牧場、あるいは築城部所管の要塞地帯はないため、その殆どは都市立地型の軍事施設か飛行場であったと考えられる。飛行場は全国に分散配置されていたが、都市立地型の軍事施設は、限られた軍港都市⁵などに集中的に配置され

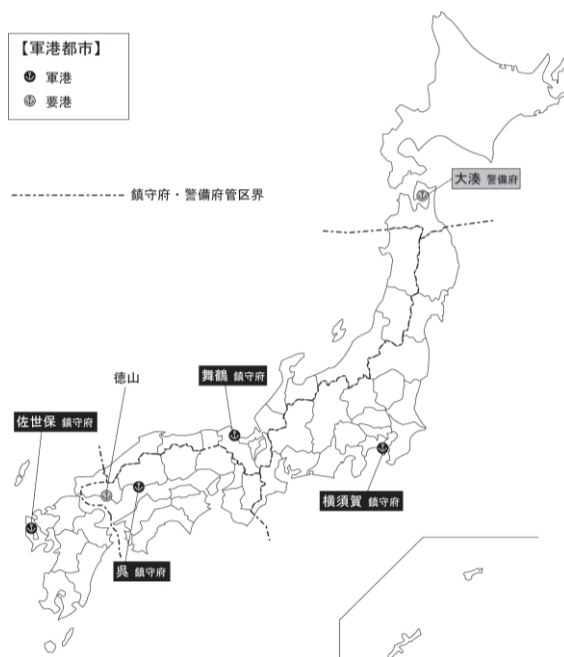


図-2 軍港都市と鎮守府・警備府管区（内地のみ）

(注) 徳山は海軍燃料廠管下にあった特殊な要港であり、警備府は置かれていなかった。

表-2 海軍省所管土地面積（1942年3月末）

所管	面積 (ha)
横須賀鎮守府	4,177
呉鎮守府	2,902
佐世保鎮守府	1,975
舞鶴鎮守府	512
大湊警備府	5,545
小計	15,111
施設本部	221
火薬廠	625
燃料廠	885
合計	16,842

(注) 単位: ha 原史料の坪表記を1坪=3.3m²で換算。

(資料)『海軍省統計年報(第67回)』(pp. 76-77、海軍大臣官房、1943年)

ており、戦後の大蔵省の調査によれば、例えば軍港4都市では、計652口座、約10,227haもの旧軍用地(陸海軍双方の所管分)が、各財務局に引き継がれたという⁶。

市(大湊、徳山)を指す。

⁶ 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—第19巻(統計)』(p. 338、東洋経済新報社、1978年)による。内訳は次の通り。横須賀151口座、1,884ha、呉180口座、2,730ha、佐世保188口座、3,569ha、舞鶴133口座、2,045ha。

⁴ 築城部や造幣廠などの面積が別集計で、師団管区ごとの集計に含まれていないので、表中の師団管区ごとの集計面積は、各師団管区の軍用地面積を正確に表しているものではないが、第7師団管区の軍用地面積が群を抜いて大きいことは間違いない。

⁵ 軍港4都市(横須賀、呉、佐世保、舞鶴)、要港2都

(3) 終戦後に各財務局が引き継いだ旧軍用地

戦前の統計では、陸軍省所管の場合は1937年3月末時点、海軍省所管の場合は1942年3月末時点までしか把握し得ず、戦時中に開設された多くの陸海軍飛行場や陸軍造兵廠、海軍工廠などが欠けている。そこで、終戦後、旧軍用地は全て大蔵省（財務局）に引き継がれているため、大蔵省の旧軍用地関係の統計を見てみたい。

大蔵省では1972～74年度にかけて、各財務局⁷が終戦後に引き継いだ旧軍用地を追跡調査している。これによると、全国で計4,746口座、約3,276km²もの旧軍用地が、陸軍省、海軍省、軍需省などから大蔵省へ引き継がれている。尚、陸軍省所管であったのか、海軍省所管であったのかという、元の所管別の内訳は不明である。図-3に財務局別の口座数と面積を示したが、口座数では約1/4の1,183口座が、陸海軍の枢軸であった帝都東京を含む関東に集中していた。この他、北九州（655口座）、近畿（645口座）、東海（641口座）も多い。また、面積では37.3%を占める122,175haが、演習場や牧場の多い北海道に集中していた⁸。これに関東（53,946ha）、東北（46,382ha）が続いた。関東は口座数が多かったためであり、東北は北海道と同様に演習場や牧場が多かったためであろう⁹。一方、北陸や四国は、口座数、面積とも少なく、財務局によって引き継がれた旧軍用地の口座数と面積には大きな差があった。

⁷ 当時の各財務局の管轄区域は、北海道（北海道）、東北（青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島）、関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨）、北陸（富山、石川、福井）、東海（静岡、愛知、岐阜、三重）、近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）、中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）、四国（香川、徳島、愛媛、高知）、北九州（福岡、佐賀、長崎）、南九州（大分、熊本、宮崎、鹿児島）。

⁸ 北海道は第7師団管区であり、表-1では演習場21,845ha、牧場50,945haが確認できる。

⁹ 東北は新潟県を除く第2師団管区と第8師団管区である。表-1では、第2師団及び第8師団管区の合計で演習場11,728ha、牧場29,571haが確認できる。ここから新潟県の分を差し引いて考える必要はあるものの、北海道と同様に演習場や牧場の面積が非常に大きかったことが窺える。

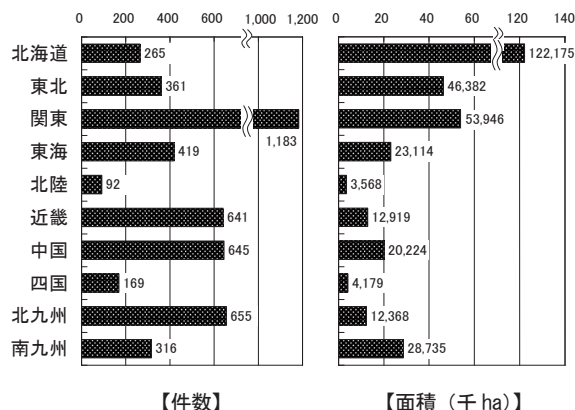


図-3 終戦後に各財務局が引き継いだ旧軍用地

(資料) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—第19巻』(p. 338、東洋経済新報社、1978年)より作成。

3. 供給サイドにおける旧軍用地の転用方針

(1) 大蔵省における転用方針

まず、1945年8月28日の閣議決定「戦争終結ニ伴フ国有財産ノ処理ニ関スル件」によって、旧軍財産（土地、建物、工作物、立木竹、船舶、機械など）の処分に対する日本政府の基本的な考え方が、次のように定められた。

陸海軍所属ノ土地兵舎其他ノ施設等ノ国有財産ハ速ニ大蔵省ニ引継ギ大蔵省ハ之ヲ戦後ニ於ケル食糧増産其ノ他民生安定及財政上ノ財源等トシテ活用スルコトヲ期シ之カ適実ナル管理運用及処分ニ当ルモノトス 但シ将来他省所管ニ引継クハ適当トスルモノ及農耕厚生施設等ノ為急速措置スルハ適当トスルモノハ右引継ギ以前ニ於テ其措置ヲ採ルヲ妨グズ

即ち、旧軍財産は陸海軍より大蔵省が引き継いだ上で、食糧増産、民生安定、財源確保のために活用するという国の基本姿勢が定められた。

尚、この閣議決定に先立つ8月25日、大蔵省では「国有財産ニ関スル善後措置並ニ今後ノ活用方策」として、次のような方針、要領を定めていた¹⁰。

第一 方針

陸海軍所管国有財産及各省所管国有財産中戦争終結ニ伴ヒ本来ノ用途ヲ廃止セラルルモノハ極メテ莫大ナル額ニ達スルモノト認メラル所、之ト右以外ノ国有財産（殊ニ雑種財産）ヲ併セ、国民経済ノ復

¹⁰ 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—第17巻』(pp. 150-152、東洋経済新報社、1981年)

興、国土計画等ノ綜合的見地ヨリ特別計画ヲ樹立シテ急速ニ適正ナル再分配ヲ断行シ以テ、戦災復興、国民経済及生活安定、確保等戦後ニ於ケル緊急諸政策ノ円滑ナル遂行ニ資スルト共ニ賠償、復員等ニ因リ膨張スルモノト認メラルル財政需要ニ対処シ、兼テ国民購買力ヲ吸収シインフレーション防遏ニ協力セントス

第二 要領

イ、(略)

ロ、活用方策の概要

一、現物賠償又ハ駐屯軍ノ使用等に充ツルモノノ賠償トシテ要求セラレタル施設及今後国内ニ於テ使用シ得ザルモノ又ハ使用スル見込ナキモノノ中賠償物件トスルヲ適当ト認メラルルモノハ現物賠償物件トスベキモノトス、尚駐屯軍ヨリ使用等ヲ要求セラレタル土地、施設等ハ之ニ充ツルモノトス

二、公共的施設ノ戦災復旧ノ見地ヨリ処分スベキモノ

官公衙、学校、官公立研究所其ノ他ノ公共的施設ニシテ戦災ノ復興ヲ要スルモノ極メテ多キヲ以テ、此ノ目的ニ充ツルヲ適当ナリト認メラルル土地、建物、器具、機械等ハ他官庁ニ管理換又ハ公共団体其ノ他ニ譲渡シ、以テ速ニ此等ノ施設ヲ復旧セシムモノトス、尚土地、立木等ニ付テハ必要ニ応ジ国土計画、都市計画其ノ他ノ作業ニ充当スルモノトス

三、国民生活ノ安定、確保ノ見地ヨリ処分スベキモノ

陸海軍病院、療養所等ノ医療施設ハ之ヲ廃止スルコトナク、戦後ニ於ケル国民健康保持ノ見地ヨリ医療施設トシテ又住宅トシテ使用シ得ル建物及其ノ敷地等ハ住宅トシテ使用セシムル為処分スルコトシ、尚飛行場其ノ他ノ土地、森林等ハ最も緊要ナル食糧、木材、薪炭等ノ増産ニ使用セシムル為譲渡スルヲ適当トス

四、産業ノ復旧及振興ノ見地ヨリ処分スベキモノ

戦後ニ於テ許容サルベキ産業ノ施設トシテ使

用スルヲ適当ト認メラルル土地、建物、器具、機械等ニ付テハ速ニ譲渡其ノ他ノ処分ヲ行ヒ以テ国民経済ノ復興ニ資スルヲ要ス

このように、大蔵省では、経済復興や国土計画などの総合的見地から特別計画を樹立したうえで、旧軍財産を再分配することによって、戦後の緊急諸政策を円滑に遂行するとともに、膨張する財政需要への対処、インフレ防止を図ろうとしていた。また、4つの観点から旧軍財産の具体的な活用方策を定めており、賠償や占領軍の使用に充てるものの以外は、公共的施設（庁舎、学校、官公立研究所）としての使用や国土計画及び都市計画などの事業への供出、陸海軍病院などの医療施設としての存続、住宅としての使用、飛行場などの農地化の他、産業の復興のための施設（即ち、工場）としての活用が検討されていた。

結局、総合的見地に基づいた旧軍財産転用の特別計画が樹立されることはなかったものの、旧軍財産を農地、学校、住宅、工場として活用することについては、他省庁の担当部局から具体的な転用方針あるいは転用計画が出されることとなる。

さらに、1945年10月3日には「特殊物件処分大綱」が閣議決定され、旧軍財産の処分実施には、特殊物件処理委員会¹¹が当たり、①戦災者遺族、外地引揚者、帰還将兵の救護、②食糧の確保及び増産、③医療救護、④交通通信の復旧、⑤職業補導及び教育施設に重点が置かれることとなった。つまり、終戦直後における旧軍財産の転用実施にあたっては、当時の緊要な社会的ニーズへの対応を優先させることが決められたのであった。

また、翌1946年11月21日には「雑種財産処理大綱」が各財務局長宛に通達され、旧軍財産などの処理に関する基本方針として、「現下喫緊の要請である国民生活の安定、産業経済の復興、教育文化の振興、公用公共用施設その他の緊急施策に即応して運用又は処分すると共に、これによって財政再建に資せしめる」ことが改めて確認された¹²。

¹¹ 旧軍財産の施設については、比較的大規模な物件は中央で、小規模な物件は地方で決定することとなった。

¹² 前掲10のp.42

(2) 占領政策における転用方針

上述したように、日本政府では大蔵省が旧軍財産を引き継ぎ、食糧増産、民生安定、財源確保のために活用しようと検討を始めており、転用実施にあたっての重点項目も決定していたが、旧軍財産はすべて連合軍によって接收されたため、思うようにならなかった。しかし、GHQ では、接收中であっても連合軍が使用していない旧軍財産については、民生安定のための使用を早くから認めていた。そして、大蔵省訓令第 13 号（1945 年 12 月 15 日）により、連合軍の接收のまま（つまり、返還手続きなし）であっても、逼迫する国内諸情勢に即し応急的に活用を図るため、行政処分として旧軍財産の一時使用が認められることとなった¹³。

また、GHQ 覚書「日本軍の建物、施設、土地に関する件」（1946 年 5 月 9 日）により、最終処分決定権は GHQ が留保するという条件が付けられていた¹⁴ものの、連合軍に当面必要のない旧軍財産は返還されることとなった。こうして賠償物件に指定されていない旧軍財産については、少しずつではあるが接收解除が進められていった。

その一方で、GHQ 覚書「日本航空機工場、工廠及び研究所の管理、統制、保守に関する件」（1946 年 1 月 20 日）により、陸軍造兵廠や海軍工廠をはじめとした軍需工場は、賠償指定工場となり、その使用は著しく制限された。尚、旧軍財産で賠償指定されたのは、旧陸軍関係 49、旧海軍関係 45、研究所 33 の計 127 か所であった¹⁵。

賠償指定された軍需工場においては、賠償撤去が行なわれるまで、その対象である機械・設備を適切に管理せねばならず、原則として転用は認められなかった。しかし、占領軍は日本の経済復興

を重視するようになり、1949 年に賠償撤去の中止が決定されたことで、賠償指定工場となっていた旧陸海軍などの軍需工場にも転用の道が開かれることとなった。この点については、後述する。

1950 年に朝鮮戦争が勃発すると、米軍の軍事施設の拡張のために、再び旧軍財産が接收されることも起きた。また、サンフランシスコ講和条約締結（1951 年）により、連合軍による接收が解除されることとなっても、一部は提供財産として米軍に継続使用されることとなった。そして、これが後年の返還跡地問題へと繋がっていった。

(3) 旧軍用地の転用を促す法制度の整備

このように終戦直後から、日本政府や GHQ によって旧軍財産の転用方針が出された一方で、旧軍財産の転用を促す規定の盛り込まれた法制度の整備も進められた（表-3）。

まず、1948 年に新「国有財産法」が制定され、第 22 条によって、旧軍用地をはじめとした国有財産を公園緑地や墓地、生活困窮者の収容施設等として使用する場合に、公共団体に対して無償貸付ができることとなった。また、同時に制定された「旧軍用財産の貸付及譲渡の特例等に関する法律」では、公共団体に対して、水道施設や臨港施設として使用する場合には無償貸付が、医療施設、学校として使用する場合には減額譲渡及び延納が認められた。こうして、公共団体による旧軍財産の活用を促す特別措置が一応整えられた。

さらに「広島平和記念都市建設法」「長崎国際文化都市建設法」「旧軍港市転換法」「首都建設法」のような特別都市建設法を制定して、旧軍財産の活用に係る特別措置の拡大を狙う動きが各都市に広がった¹⁶。このように特定都市を対象とした特別都市建設法の制定が相次いだことは、財政難の

¹³ 大蔵省財政史室編『昭和財政史一終戦から講和まで一第 9 巻』（p. 40、東洋経済新報社、1976 年）

¹⁴ この理由について、当時、大蔵省国有財産部長であった加藤八郎氏は、『戦後における国有財産に関する諸問題』（p. 10、大蔵省調査部・金融財政事情研究会、1952 年）において、GHQ は旧軍財産が、財閥あるいは制限会社、外国人特にソ連、旧日本軍人の手に渡ることを非常に警戒していたと述べている。

¹⁵ 大蔵省大臣官房地方課編『大蔵省財務局五十年史』（p. 14、大蔵省大臣官房地方課、2000 年）

¹⁶ 広島平和記念都市建設法、長崎国際文化都市建設法（以上、1949 年）、旧軍港市転換法、首都建設法、別府国際観光温泉文化都市建設法、伊東国際観光温泉文化都市建設法、熱海国際観光温泉文化都市建設法、横浜国際港都建設法、神戸国際港都建設法、奈良国際文化観光都市建設法、京都国際文化観光都市建設法（以上、1950 年）、松江国際文化観光都市建設法、芦屋国際文化住宅都市建設法、松山国際観光温泉文化都市建設法、軽井沢国際親善文化観光都市建設法（以上、1951 年）。

表－3 旧軍施設の転用を促す法制度（1952 年まで）

制定年	法律名	対象都市	旧軍施設の転用促進に係る特別措置とその対象用途
1948	国有財産法	全国	【無償貸付】公共団体 ・対象用途：緑地、公園、ため池、火葬場、墓地、塵埃焼却場、生活困窮者の収容施設
	旧軍用財産の貸付及譲渡の特例等に関する法律（1951 改正）	全国	【無償貸付】公共団体 ・対象用途：水道施設、防波堤、岸壁等の臨港施設 【減額譲渡】公共団体 ・対象用途：医療施設、学校（減額比率：2 割以内、延納期間：3 年以内）
1949	広島平和記念都市建設法	広島	【譲与】公共団体 ・対象用途：平和記念都市建設事業の用に供するために必要があると認める場合
	長崎国際文化都市建設法	長崎	【譲与】公共団体 ・対象用途：国際文化都市建設事業の用に供するために必要があると認める場合
1950	旧軍港市転換法	横須賀 呉 佐世保 舞鶴	【減額譲渡】公共団体 ・対象用途：医療施設、社会事業施設、引揚者寮、学校 （減額比率：5 割以内、延納期間：10 年以内） 【譲与】公共団体 ・対象用途：旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合
	首都建設法（1956 廃止）	東京	【譲渡】公共団体 ・対象用途：首都建設計画に基づく都市計画事業の用に供するために必要と認める場合
1951	旧軍用財産の貸付及譲渡の特例等に関する法律（一部改正）（1952 廃止）	全国	【無償貸付】公共団体 ・対象用途：水道施設、防波堤、岸壁等の臨港施設 【減額譲渡・減額貸付】公共団体 ・対象用途：医療施設、社会事業施設、学校 （減額比率：4 割以内（譲渡）、5 割以内（貸付）、延納期間：6 年以内）
1952	道路法	全国	【譲与】【無償貸付】公共団体 ・対象用途：道路
	国有財産特別措置法	全国	【無償貸付】公共団体 ・対象用途：水道施設、防波堤、岸壁、栈橋、上屋等の臨港施設 【減額譲渡・減額貸付】公共団体、法人 ・対象用途：医療施設、保健所、社会事業施設、学校、公民館、図書館、博物館、公共職業補導所、賃貸住宅（公共団体）、私立学校、社会福祉事業施設（法人） （減額比率：5 割以内（譲渡、貸付）、延納期間：5 年以内、10 年以内（公共団体、学校法人、社会福祉法人等） （著しい戦災・災害を受けたと大蔵大臣の指定する公共団体で、小・中・盲・聾・養護学校に転用する場合は、減額比率 7 割以内） 【譲与】公共団体 ・対象用途：戦災者・引揚者・生活困窮者の収容施設（敷地を除く）

（注 1）特別都市建設法に関しては、特に旧軍財産との関連が深いと考えられる都市について記載した。

（注 2）国有財産特別措置法については、制定後に度々改正が行われ、減額譲渡・減額貸付の対象者に日本赤十字社（1952 年）、対象用途に更生保護事業施設、経営伝習農場（1954 年）、老人福祉施設（1963 年）などが追加された。

中で戦災復興に取り組んでいた公共団体にとって、旧軍財産の活用に寄せる期待が非常に大きいこと、1948 年に制定された 2 つの法律だけでは支援が不十分という認識の表れであった。

こういった状況を受けて、1951 年に「旧軍用財産の貸付及譲渡の特例等に関する法律」が一部改正され、特別措置の規定が拡充された。減額譲渡の対象に社会事業施設を加え、減額比率も従来の 2 倍の 4 割以内に拡大した。また、譲渡だけでなく減額比率 5 割以内で減額貸付をできるようにし、

延納期間も 6 年以内にまで延長した。さらに、翌 1952 年には、この法律は発展的に解消され、新たに「国有財産特別措置法」が制定され、旧軍財産の活用を支援する法制度の整備が締めくくられた。最終的に、減額譲渡・減額貸付の対象は、医療施設、社会事業施設、学校に加え、保健所、公民館、図書館、博物館、公共職業補導所、賃貸の公営住宅（以上、支援対象者は公共団体）にまで広がり、さらに法人が設置する私立学校、社会福祉事業施設も対象となった。また、減額比率は減額譲渡・

減額貸付ともに5割以内（一部、7割以内）となり、延納期間は10年以内にまで延長された。また、公共団体が設置する戦災者・引揚者・生活困窮者の収容施設の場合は、上物を譲与できるという規定も盛り込まれた。

尚、道路法でも、旧軍用地をはじめとした国有財産を道路として利用する場合には、公共団体に譲与あるいは無償貸付ができるという規定が盛り込まれた（第90条）。

このように、旧軍財産の転用を支援する法制度については、減額対象となる転用用途の拡大や減額比率の上昇を伴う改正が度々なされ、充実が図られてきた。国有財産特別措置法では、旧軍用地をはじめとした国有財産を学校、社会福祉事業施設として使用する場合に限り、法人も減額措置の対象者とされたが、旧軍財産の転用を支援する一連の法制度による財政的な特別措置は、原則として公共団体を対象者としていた。即ち、これら旧軍財産の活用を支援する一連の法制度は、戦災復興のために旧軍財産を公共的な目的において使用することを促すものであったと言えよう。その一方で、旧軍財産の売却による財政再建という目的もあったために、民間事業者に対しては、減額措置は設けられなかった（延納は認められていた）。

4. 学校への転用方針と転用実態

(1) 学校の罹災と応急対応

我が国では、第二次世界大戦において、国立・公立・私立合わせて3,556校が被災し、戦災による学校施設の被害面積は、罹災前面積の約12.4%に相当する約930万 m^2 に上ったとされている（表-4）。このうち国立学校は、罹災前面積の約16%にも相当する約133万 m^2 が戦災による被害を受け、とりあえずの応急措置として、約96万 m^2 の残存する旧軍建物などが転用された¹⁷。終戦直後の資金不足と建築資材不足の中で、罹災学校の復旧は思うように進まなかったため、公立学校や私立学校においても、兵舎や倉庫などの旧軍建物を転用

したり、バラックを建て応急校舎として使用したりした上で、青空教室や二部授業・三部授業まで行って凌いでいた。

終戦直後、罹災学校の復旧に必要な建築用資材は極度に不足しており、「臨時建築制限令」（1946年）によって比較的不急と認められる料理屋、バー、劇場などの建築を抑制し、節約される資材を罹災学校の復旧や庶民住宅の建設に振り向けることも試みられたが、思うように調達できなかった。そのため、罹災学校は焼失した校舎の代替施設を他の既存建物に求めざるを得ず、終戦によって遊休化していた旧軍建物に目が向けられたのであった。即ち、終戦直後において、多くの罹災学校に必要とされたのは、学校用地となる土地としての旧軍用地ではなく、少し手を加えるだけで校舎や寄宿舎に転用できる兵舎や倉庫などの旧軍建物であった。

(2) 旧軍施設の学校への転用方針

1) 「学校、兵営、倉庫、廠舎等ヲ文部省管下学校ニ使用セシムル件案」

罹災学校の代替施設として旧軍施設を活用することは、政府においても検討された。まず、終戦間もない1945年9月に、陸軍省兵務課¹⁸によって「学校、兵営、倉庫、廠舎等ヲ文部省管下学校ニ

表-4 全国における学校の罹災状況

学校種別（旧制）		罹災面積（ m^2 ）
国立学校		1,331,964
公立学校	高等専門学校	84,020
	中等学校（青年学校を含む）	1,876,638
	小学校	4,736,909
	盲ろう学校	82,410
	幼稚園	45,745
	図書館・博物館	34,823
	小計	6,860,545
私立学校	大学・専門学校	414,678
	中等学校	689,818
	小計	1,104,496
合計		9,297,005

（注1）幼稚園は1954年5月、その他は1945年秋の調査による。

（注2）罹災面積は、数量から推定する限り建物面積と思われる。

（資料）文部省『学制百年史（記述編）』（p.817、ぎょうせい、1972年）

¹⁷ 文部省『学制百年史（記述編）』（pp.820-821、ぎょうせい、1972年）

¹⁸ 兵務課とは、軍紀や風紀に関する事項を担当した部署。

使用セシムル件案」¹⁹が作成されている。

国有財産利用並ニ処分準備要領ニ依ル学校、兵営、倉庫、廠舎等ノ陸軍建造物ノ一時的利用ニ関スル細部ハ左記ニ依ルモノトス

- 一、現ニ聯合軍ノ利用シアラサルモノハ大蔵省移管完了迄文部省所管諸学校中多数ノ復員軍人及諸生徒ノ教育ヲ擔任スル学校ニ優先使用セシム
- ニ、使用区分ハ現地軍管区司令官ニ於テ大学、高等及専門学校ニ在リテハ之ト直接ニ中等学校ニ在リテハ地方庁当局ト協議決定ス
- 三、使用ニ方リテハ聯合軍ノ要求アル場合ハ随時及将来大蔵省又ハ文部省ノ全般計畫ニ依リテハ返還（配当変更）セシメラルヘキ条件ヲ附ス
- 四、補導舎ノ直接教育又ハ農耕等ニ使用（使用予定）シアルモノヲ除ク

これによると、連合軍が使用していない旧陸軍の学校、兵舎、倉庫、廠舎などの建物は、多くの復員軍人や生徒を抱える文部省所管の諸学校（大学、高等学校、専門学校、中等学校）に優先使用させることとしている。即ち、罹災学校の復旧のために、兵舎、倉庫などの旧軍建物を校舎や寄宿舎として活用しようとしたのであった。

また、もう一つ注目すべきは、旧軍建物の学校としての活用は、あくまでも「大蔵省移管完了迄」の一時利用とされたことであった。連合軍の要求があった時には返還し、将来、大蔵省あるいは文部省で立案する計画に応じて変更することが使用条件として付されていることから、学校としての利用を暫定的措置としていることが窺える。

このように、罹災学校における校舎や寄宿舎などの代替施設として、旧軍建物を一時的に使用するというのが、政府の方針であった。

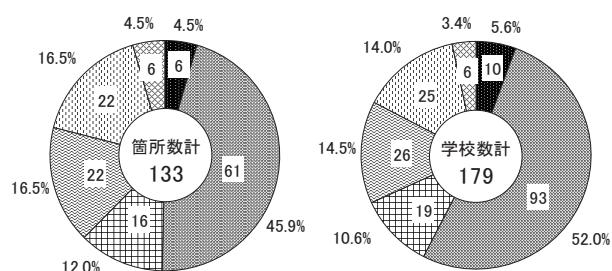
2) 「陸軍施設使用希望調書」

解体される陸軍省に代わり、旧軍施設の学校への転用に関する検討は、間もなく文部省に移った。そして、1945年10月に全国の国立・公立・私立の大学、専門学校、高等学校を対象として、旧陸

軍施設の使用希望調査が実施された。その調査結果が、「陸軍施設使用希望調書」及び「陸軍造兵廠施設轉換申入調書」として残されている。本稿では、このうち前者をもとに、全国の学校から出された旧陸軍施設の使用希望状況を分析してみたい。

集計してみると、全国133の旧軍施設に対し、延べ179校（但し、研究所1施設を含む）から使用希望が出されていた²⁰。

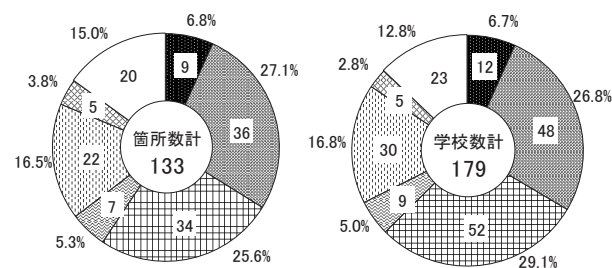
地域別では、関東・信越地方が非常に多く、61箇所（45.9%）に延べ93校（52.0%）から希望が寄せられていた（図－4）。陸海軍の中核であった東京やその近郊には、元来、多くの軍事施設が置かれており、また、空襲で多くの学校が罹災したことが要因と考えられる。また、使用希望の出された旧軍施設の種類をみると、従前用途を継承してすぐに活用できる「学校」（34箇所：25.6%）



■北海道・東北 ■関東・信越 ■東海・北陸 ■近畿 ■中国・四国 ■九州

図－4 地域別の使用希望

(注) 箇所数とは、少なくとも1校から使用希望のあった旧軍用地の数（重複カウントなし）。学校数とは、旧軍用地の使用を希望した学校の延べ数。1つの学校が複数の旧軍用地に対して使用希望を出している場合は重複カウントしている。重複を除く実数では137校。図－5も同様。



■官衙 ■兵営 ■学校 ■病院 ■工場 ■倉庫 □その他

図－5 旧軍施設種類別の使用希望

(注) 種類は旧陸軍の分類に沿った上で、一般的に建物の少ないと考えられる旧軍施設（練兵場、射撃場、演習場など）を「その他」にまとめた。

¹⁹ 陸軍省兵務課「学校、兵営、倉庫、廠舎等ヲ文部省管下学校ニ使用セシムル件案」(『陸軍土地建物施設処分委員会綴』(防衛省防衛研究所図書館所蔵)、1945年)

や、小規模な改築で校舎や寄宿舎として使用できる「兵営」(36箇所:27.1%)が多い(図-5)。なお、建物が多いと考えられる旧軍施設(「その他」を除く6種類)が113箇所、85.0%を占めていた。

このように、終戦直後、戦災を受けた大都市を中心に、多くの罹災学校が、残存する旧軍建物(学校校舎や兵舎など)を校舎や寄宿舎として利用することを希望していた。

(3) 名古屋市における旧軍施設の学校への転用

1) 概況

陸軍第3師団司令部が置かれ、大きな戦災を受けた名古屋市では、5地区(図-6)あった旧軍用地の集積地のうち3地区で学校への転用が見られたが、旧軍用地に立地した各学校の1970年代までの動向を整理した(図-7)。

城郭部の名古屋城地区には、第3師団の各部隊の兵営が並んでおり、焼け残った兵舎も多かった。市街地縁辺部の千種地区、熱田地区には、名古屋造兵廠の工場や兵器補給廠の倉庫が並び、焼け残った建物もあった。これらの旧軍用地の学校への転用は、転用の背景・時期によって、次の2つに大別できる。終戦後5年間ほどは罹災した学校の

代替施設としての残存建物の利用、1950年代以降は学校の新設あるいは拡張によって進められた。

2) 罹災学校の代替施設としての転用

罹災校舎の代替施設として旧軍用地を利用した事例には6校が該当するが、応急的な一時使用で済んだ事例と、一時使用では済まず継続使用に切り替えられた事例があった。

前者として、例えば、名古屋工業大学の前身である名古屋工業専門学校は、1946年から名古屋城地区の輻重兵第3連隊の旧兵舎を校舎として使用し、1948年には元の御器所キャンパスに戻った。名古屋大学の場合は、罹災した本部に加え、新設された文学部、法経学部、教育学部が1948年から名古屋城地区の歩兵第6連隊の旧兵舎を使用した。また、工学部は熱田地区の名古屋造兵廠高蔵製造所の旧工場建屋を使用した。その後、名古屋大学では全学部の東山キャンパスへの集約移転が進められ、1963年には完了している。このように両校とも、元のキャンパスや新キャンパスの整備を待って移転している。名古屋城地区は名城公園や官庁街として、熱田地区は工業地域として計画決定されており、応急的な一時使用に留まった。

一方、千種地区の兵器補給廠跡地に移転してきた愛知県立工業専門学校、市邨学園、名古屋盲学校は、後者の事例である。例えば、愛知県立工業専門学校は、1946年に兵器補給廠の旧倉庫を校舎として使用し、名古屋工業専門学校と合併して名古屋工業大学となった後も、北千種キャンパスとして存続した。御器所本校隣接地に拡張用地が確保できたため、1967年に移転したが、千種分校用地の南半分約4.4haはグラウンド及び寄宿舎として残され、北半分は名古屋市立女子短大へと引き継がれたほか、一部は市営住宅、公務員宿舎に転用された。兵器補給廠跡地においては、同じく罹災により移転してきた市邨学園や名古屋盲学校も、他所に移転することなく、継続的に使用することとなった。こういった継続使用が戦災復興計画に影響を及ぼすこととなり、千種地区の旧軍用地全域を計画区域としていた千種公園は、大幅な縮小を余儀なくされた。

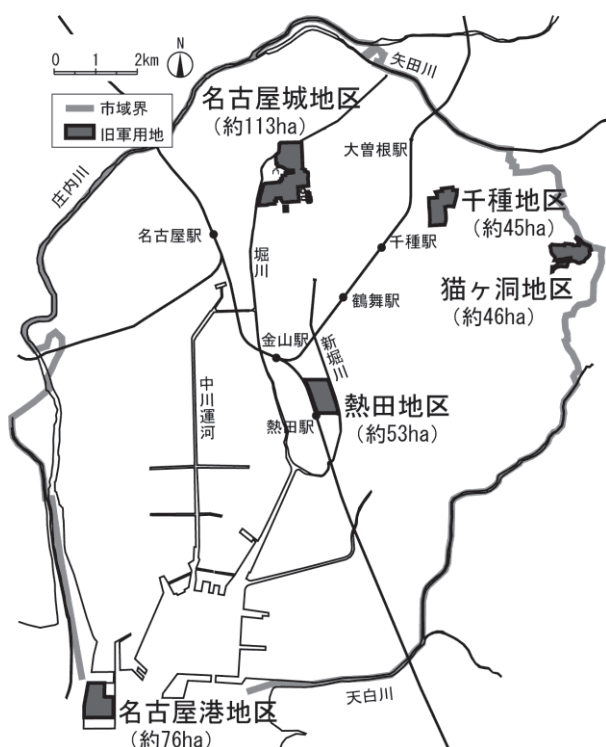


図-6 名古屋市内の旧軍用地の位置

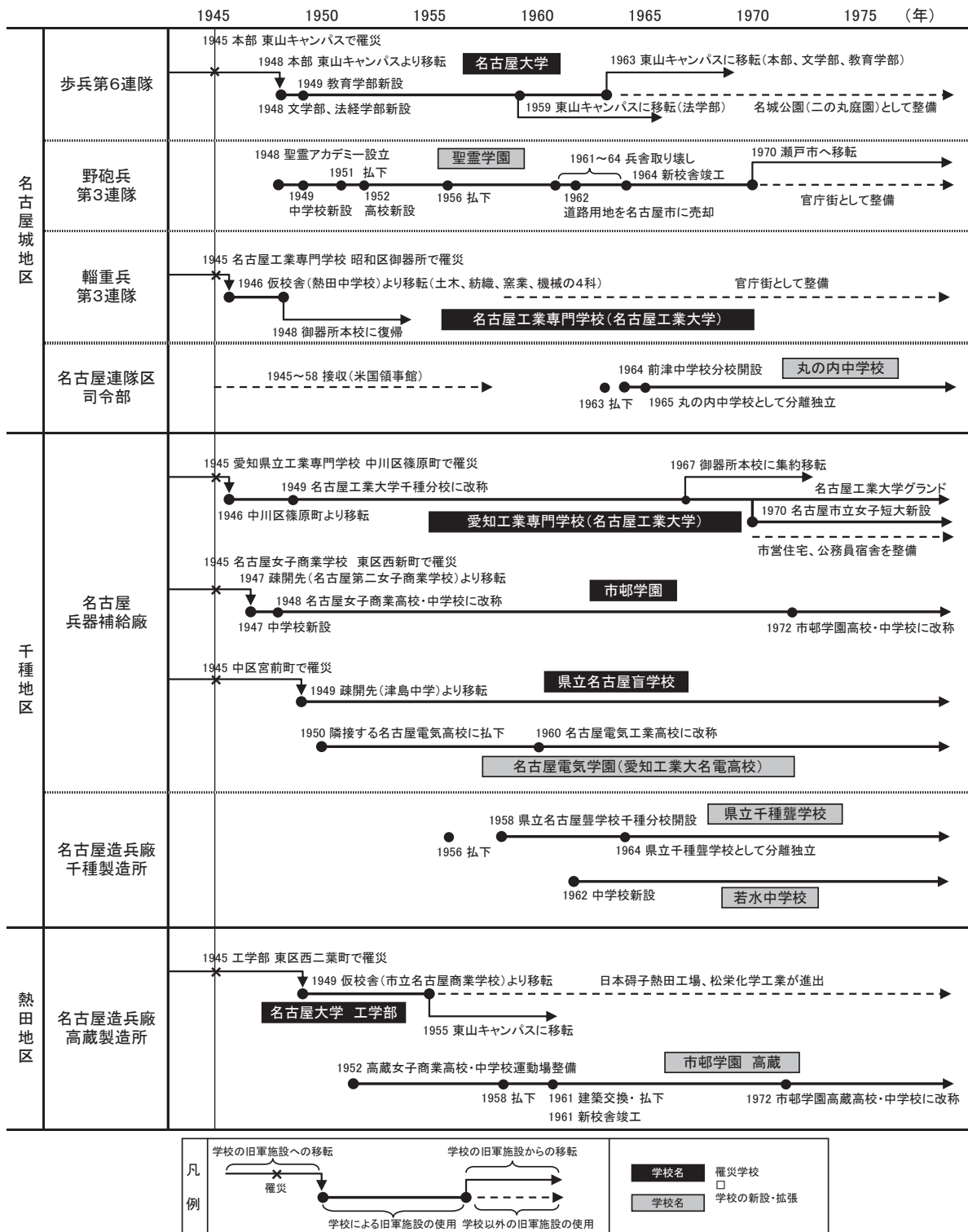


図-7 名古屋市内における旧軍用地の学校としての使用状況

(資料) 『名大史ブックレット2 名古屋大学 キャンパスの歴史1 (学部編)』, 『名古屋大学五十年史 通史二』, 『名古屋工業大学八十年史』, 『名古屋工業大学土木工学科八十年誌』, 『東海の邦のほまれに -名古屋工業大学70年史』, 『名古屋聖霊学園三〇年史』, 『市邨学園九拾年史』, 『愛知県立名古屋盲学校創立八十周年記念誌』, 『名聾八十年史』(名古屋聾学校), 『創立六十年史』(名古屋電気学園)

3) 学校の新設・拡張に伴う転用

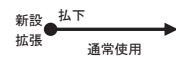
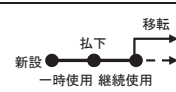
丸の内中学校(名古屋城地区)、名古屋電気学園、千種聾学校、若水中学校(以上、千種地区)、市邨学園高蔵(熱田地区)のように、1950年代以降の学校の新設・拡張に伴う転用は、市街化による人口増加やベビーブーマーへの対応が背景にあった。そして、終戦直後に罹災学校が残存建物を必要としたのに対し、この時期は学校用地(即ち、土地)の確保が目的であった。また、転用は一時使用ではなく永続的な使用が想定され、旧軍用地の払下げが実施された。

なお、聖霊学園は、終戦直後に新設された点、旧野砲兵第3連隊の残存兵舎を使用したという点で、名古屋での新設に伴う転用事例としては、例外的な事例であった²¹。

4) 名古屋での転用パターンの類型化(表-5)

名古屋では、罹災学校は旧軍の兵舎や倉庫を校舎として活用することで、終戦直後の混乱期を乗り切っていた。しかし、名古屋大学や名古屋工業専門学校のように、当初の方針通り、一時使用で済んだ事例(罹災・一時使用タイプ)があった一方で、愛知工業専門学校や市邨学園、名古屋盲学校のように、継続的に使用されて、戦災復興計画に影響を与える場合も生じた(罹災・継続使用タイプ)²²。このように、当初想定された一時使用

表-5 名古屋における旧軍用地の学校への転用パターン

背景	転用時期	モデル図	タイプ・転用の概要	該当学校名
罹災	終戦直後		[罹災・一時使用タイプ] 建物を一時使用し、後年、移転。	名古屋大学(名古屋城地区、熱田地区) 名古屋工業専門学校
	終戦直後		[罹災・継続使用タイプ] 建物を一時使用し、後年、継続使用に切替(土地使用)。	愛知工業専門学校 市邨学園(中高) 県立名古屋盲学校
学校の新設・拡張	1950年代以降		[新設・継続使用タイプ] 土地を通常(継続)使用。	名古屋電気学園 県立千種聾学校 市邨学園高蔵(中高) 若水中学校 丸の内中学校
	終戦直後		[新設・例外タイプ] 建物を一時使用し、後年継続使用に切替(土地使用)。さらに移転。	聖霊学園

(注) 下線は、学校としての使用に当たり目的となったもの(土地/建物)。

は、必ずしも守られなかった。また、千種地区に立地した学校は、罹災・継続使用タイプあるいは新設・継続使用タイプであり、1970年代には千種地区は7校が集積する文教市街地となっていた。

また、前述の「陸軍施設使用希望調査」や「陸軍造兵廠施設轉換申入調査」によれば、名古屋市内の旧軍施設に対し、金城女子専門学校(名古屋師団司令部)、椋山女子専門学校(東海第6部隊)、名古屋帝国大学及び名古屋工業専門学校(名古屋造兵廠千種製造所)から使用希望が出されていたが、実際の転用状況をみると、これら使用希望は全く実現されていない。実際の転用については、使用希望調査の結果に必ずしも沿ってはいなかったようである。

5. 住宅への転用方針と転用実態

(1) 終戦直後の住宅不足と応急簡易住宅等の建設

1) 終戦直後の住宅不足の状況

戦災都市(115都市)及び戦災都市未指定の罹災都市(100都市)における罹災戸数は、約233万戸にも及ぶ。これに加えて、戦時中に全国279都市で実施された建物疎開により、約61万戸もの建物が消失している。両者を単純に合計すれば、戦災と建物疎開によって、約294万戸もの建物が失われたことになる(表-6)。このすべてが住宅というわけではないが、戦時中に非常に多くの住宅が失われたことで、終戦直後には大変な住宅不

²¹ 名古屋聖霊学園『名古屋聖霊学園三〇年史』(pp. 19-21、名古屋聖霊学園、1981年)

²² 継続使用となった要因として、旧校地よりも条件の良い用地を確保できた点が考えられる。愛知工業専門学校は、1943年に中川工業学校に併設されたもので、旧軍用地への移転で独立校地をもつこととなった。市邨学園は1947年に新制中学校の新設、1950年代半ばからはベビーブーマーへの対応も見据えた施設拡充を図っており、罹災前よりも広い校地を必要としたが、約3千坪の旧校地に対し、新校地は約1万5千坪あった。名古屋盲学校は、「盲人は衝突するから極めて廣い運動場が必要」(『愛知県立名古屋盲学校創立八十周年記念誌』所収の『昭和26年度管理案』)であったが、旧校地(約730坪)は手狭で、約5千坪の新校地のほうが格段に広かった。また、他の要因として、旧校地が復興区画整理事業区域内の市邨学園と名古屋盲学校では、その影響を検討したが、区画整理設計図を見る限り敷地形状にほとんど変更はなく、旧校地が使用不能になったとは考えにくい(換地と減歩の影響がどれほどあったかは不明)。

表－6 罹災戸数及び建物疎開戸数

事由		該当都市数	戸数	備考
罹災	戦災都市	115	2,316,325	建設省計画局区画整理課調べ
	非戦災都市	100	17,763	同上
建物疎開		279	610,024	内務省国土局計画課調べ
合計			2,944,112	

(資料) 建設省編『戦災復興誌 第1巻 計画事業編』(pp.18-24、都市計画協会、1959年)より作成。

表－7 戦災復興院による戦後住宅需要の推定

	戸数	備考
①戦災による喪失戸数	210 万戸	戦災による喪失戸数 246 万戸の 85%を住宅とみなした。
②疎開による喪失戸数	55 万戸	疎開による喪失戸数 61 万戸の 90%を住宅とみなした。
③ 小計 (①+②)	265 万戸	
④戦時中の供給不足戸数	118 万戸	市街地建築物法施行区域内の竣工建築統計等を参考に全国住宅建設数を推定し、1937～45 年を累計した。
⑤引揚者のための需要戸数	67 万戸	引揚者 334 万人。平均家族数 5 人として算出。
⑥ 小計 (④+⑤)	185 万戸	
⑦ 合計 (③+⑥)	450 万戸	
⑧戦災死等による需要減	30 万戸	本土戦災死者 26 万人。日支事変以来戦災死者 122 万人。合計 148 万人を平均家族数 5 人として算出。
差引現在不足量 (⑦-⑧)	420 万戸	

(資料) 戦災復興外誌編集委員会編『戦災復興外誌』(pp.51-52、都市計画協会、1985年)

足となっていたことが窺える。

また、戦災復興院では、1946年5月に「復興住宅建設基準」を作成するにあたり、住宅需給の推定を行っていた(表－7)。これによれば、戦災によって約210万戸、疎開によって約55万戸、計265万戸の住宅が失われた。さらに戦時中の供給不足が約118万戸、引揚者のための住宅が67万戸必要であり、すべて合計すると約450万戸となり、これに戦災による死者等の減少分30万戸を差し引いて、420万戸の住宅不足と推定されていた。

正確な数字は分からないものの、終戦直後に、全国で400万戸前後の住宅が不足していたことは間違いない。終戦直後、資金不足、建築資材不足の中で、如何に多くの住宅を供給するかが、罹災都市を中心に全国で大きな問題となっていた。

2) 罹災都市応急簡易住宅等の建設

罹災都市では、空襲と建物疎開によって住宅が極度に不足しており、仮小屋や壕舎で凌いでいた罹災者も多かった。このような罹災者が無事に冬を越せるような住宅を準備することが急務と考えた政府は、終戦直後の1945年8月30日に「戦災者越冬対策要綱」を定め、新規住宅の建築促進と

残存堅牢建築物の住宅化を実施することを決めた²³。そして、9月4日には「罹災都市応急簡易住宅建設要綱」を閣議決定し、全国の罹災都市において国庫補助による応急簡易住宅(越冬住宅:木造6.25坪)を、約30万戸(1945年度末)を目標に建設することとした²⁴。応急簡易住宅建設に当たる事業主体は公共団体を原則とし、地方の実情に応じて、恩賜財団戦災援護会、住宅営団、貸家組合(但し、地方長官の承認を受けた者)等も事業主体となれるとされていた。主に公共団体と住宅営団に大きな期待がかけられ、実際にこの二者が大きな役割を担うこととなった。しかし、資金不足、資材不足に加え、建設用地の手当ても十分に

²³ 「戦災者越冬対策要綱」(『昭和20年8月14日起次官会議事項綴』(国立公文書館所蔵))には、「新規住宅の建築を促進すると共に残存堅牢建築物の住宅化を速急に実施し適正家賃にて戦災者特に壕舎、仮小屋に居住する者を優先的に之に居住せしむること」とある。さらに「軍需工場会社の工具宿舎、合宿寮等の遊休居住施設に於ても前段に準ずる取扱を為すこと」とあり、陸軍造兵廠や海軍工廠、民間軍需工場の工具宿舎等を罹災者収容を目的とした住宅に転用することが、終戦直後の8月の時点で既に決定されていた。

²⁴ 「罹災都市緊急住宅対策費国庫補助要綱」(1945年11月22日戦災復興院次長各地方長官宛通牒)

ないこともあって、1946年3月までの建設戸数は、目標を大幅に下回る約4万3千戸であった²⁵。また、同じく国庫補助の対象となっていた残存堅牢建築物の住宅への転用も、各公共団体や住宅営団などによって進められ、1946年3月までに約3万8千戸の転用住宅が供給されたとされる²⁶。

この他、罹災者及び引揚者のための住宅を確保するため、1945年11月21日に出された「住宅緊急措置令」²⁷に基づく余裕住宅の開放も行われたものの、1949年までに5,119戸が開放されたのみで終わった²⁸。

国庫補助による応急簡易住宅の建設は1945年度をもって終了するが、翌年度、GHQから出された「日本公共事業計画原則」の事業内容に「低廉住宅の供給」が含まれたことにより、国庫補助庶民住宅として、1946年度以降も国庫補助による賃貸住宅供給が継続されることになった²⁹。応急簡易住宅の建設と同様、国庫補助庶民住宅の建設も、公共団体及び住宅営団に大きな期待がかけられたが、同年、住宅営団がGHQによって閉鎖機関に指定されたことにより、国庫補助庶民住宅の建設は実質的に公共団体が行うこととなった³⁰。尚、住

宅営団の閉鎖に伴って、それまでに住宅営団が建設し、管理してきた応急簡易住宅は、居住者に対して廉価をもって払い下げられることとなった。後述するが、仙台市ではこれが後年の公園事業に大きな影響を与えた。

(2) 旧軍施設の住宅への転用方針

1) 「元軍用土地及ビ建物ノ應急利用ニ關スル件」

1945年9月4日の閣議決定「罹災都市応急簡易住宅建設要綱」には、応急簡易住宅の建設敷地について「国有地等ノ利用モ考慮スルモノトス」との記載があった。大量の旧軍用地が遊休国有地として大蔵省に引き継がれた当時の状況からみて、この要綱に記載された「国有地」は、ほぼ旧軍用地を指すものとみてよいだろう。

さらに1945年10月25日の厚生次官から各地方長官宛に出された通牒「元軍用土地及ビ建物ノ應急利用ニ關スル件」においては、「元軍使用ノ土地及ビ建物ハ、此ノ際應急ノ處置トシテ之ヲ戦災者等要保護者ノ越冬用及ビ外地引揚者ノ収容施設並ニ簡易住宅敷地トシテ充當スル」こととされた³¹。この通牒を受け、公共団体や住宅営団などは、旧軍用地に応急簡易住宅を建設し、残存していた兵舎などの旧軍建物を住宅へと転用していくこととなった³²。そして、これを促進させるための財政的な特別措置として、公共団体、住宅営団などが旧軍建物を住宅に転用する場合の使用料が無料と

²⁵ 本間義人『戦後住宅政策の検証』(p. 41、信山社、2004年)による。また、上崎哉「住宅政策の政治過程—応急簡易住宅から公営住宅法制定まで—」(『早稲田政治公法研究』63号、pp. 171-202、早稲田大学、2000年4月)では、国庫補助の与えられた応急簡易住宅が42,595戸であり、これが4万3千戸の応急簡易住宅建設戸数とされているのであって、国庫補助の与えられていないものも含めれば、2倍程度の応急簡易住宅が建設されたと考えるのが妥当としている。

²⁶ 前掲25のp. 41

²⁷ 住宅緊急措置令の第二条には、「地方長官必要アリト認ムルトキハ罹災建物其ノ他ノ建物(寄宿舎及空住宅ヲ含ミ此等以外ノ住宅ヲ除ク)又ハ住宅トシテ使用シ得ベキ建物以外ノ工作物(以下建物等ト総称ス)ニシテ現ニ使用セラレズ又ハ使用上余裕アリト認メラルモノ及其ノ附属物件ニ付公共団体、恩賜財団同胞援護会、住宅営団其ノ他地方長官ノ指定スル者ノ為使用権ヲ設定スルコトヲ得」と定められている。

²⁸ 前掲25のp. 41

²⁹ 上崎哉「住宅政策の政治過程—応急簡易住宅から公営住宅法制定まで—」(『早稲田政治公法研究』63号、pp. 176-179、早稲田大学、2000年4月)

³⁰ 前掲29のp. 181によると、1948年度に「新築の事業主体はなるべく都道府県又は市」、1949年度には「事業

主体は都道府県又は市」とされた。尚、1948年度には約4万6千戸、約1949年度には2万5千戸が建設されたという。

³¹ この通牒では、建物については「戦災都市内及び其の近接地に在る軍用建物は、特に壕舎又は假小屋生活者を優先せしめ、戦災者等要保護者の本年度越冬用住宅に使用せしむるものとし、其の他の建物は外地引揚者の収容施設に充當するものとす」、土地については「戦災都市内並に其の近接地に在る元軍用地は簡易住宅建設敷地に充當することを得」といったように、具体的な方針も示されていた。

³² 戦災復興院業務局住宅建設課「復興住宅の建設状況」(『復興情報』2月号、pp. 16-17、戦災復興院、1946年)に掲載されている「住宅営団事業現況調」によると、東京、横浜、名古屋、広島、高松、仙台において、既に1945年11月末までに5,176戸の「元軍用建物転用」住宅を完成させ、1945年度中には8,602戸が完成予定となっている。

され、同じく旧軍用地を応急簡易住宅など公共目的に使用する場合も地代は無料とされた。この特別措置は、新「国有財産法」(1948年)において、公共団体が国有財産を生活困窮者の収容施設として使用する場合に無償貸付ができるという規程となって受け継がれた。

尚、旧軍用地や旧軍建物を応急的に住宅として活用するという措置は1946年4月(北海道及び東北地方は5月)末までという期限付きであったが、引揚者の急増もあって、「昭和二十一年度既存建物の住宅転用計画に關する件」(1946年2月4日付各地方長官宛戦災復興院業務局長通牒)により、1946年度も継続して行われることとなった。

2)「復興住宅建設基準」

一方、戦災復興院においても、1946年2月より「復興住宅建設基準作成委員会」を設置し、応急簡易住宅に代わる「復興住宅」の検討に乗り出していた。5月に発表された「復興住宅建設基準」では、「第三部 助成政策」において、住宅地の供給の有力な方策の一つとして、旧軍用地の貸付あるいは払下の促進が打ち出されている³³。「復興住宅」を建設するにあたって、建設用地の確保は問題で、旧軍用地の転用が有望視されていたのであった。しかも、「場合によっては私営住宅用地にも充当すべき」としていた。しかし、「公営住宅用地に優先して充当すべき」と、公的住宅利用の優先が主張されていた。また、「復興住宅」を新築するだけでは住宅需要に対応しきれないため、遊休建物の利用が必要であり、特に旧軍建物や旧軍需工場の建物を転用して住宅とするために、あらゆる方策を講ずる必要があるとされていた³⁴。

(3) 旧軍用地における応急簡易住宅等の建設実態

ここでは、実際に行なわれた旧軍施設の住宅への転用について、金沢市、広島市、仙台市を事例に見ていきたい。

1) 金沢市「平和町」

金沢市は、陸軍第9師団司令部の置かれていた

軍事都市であり、城郭部のほか、市街地縁辺部の野村地区に大規模な兵営群や練兵場を抱えていた(図-8)。戦災を免れた金沢市においては、罹災者を収容するための応急簡易住宅を建設する必要はなかった。しかし、外地からの引揚者の流入に対応する必要から、野村地区の歩兵第35連隊、輜重兵第9連隊、野村兵器倉庫の跡地一帯に、引揚者の街「平和町」が建設されることとなった。

まず、1946年3月、歩兵第35連隊及び輜重兵第9連隊の旧兵舎に、引揚者約100世帯を入居させたことで、「平和町」建設の第一歩は踏み出され、同年5月17日には、県知事、市長列席のもとで開町式が執り行われた³⁵。その後も兵舎や倉庫が次々に引揚者住宅へと転用され、1947年9月までに、金沢市による十一屋庶民住宅(60戸)、同胞援護会支部による平和住宅(650戸)が建設された³⁶。さらに、住宅以外にも旧兵舎を改造した授産施設、保育所、市場(平和センター)などが設けられ、「平和町」は徐々に形を整えていった。その後も、1949年には隣接する工兵第9連隊跡地に

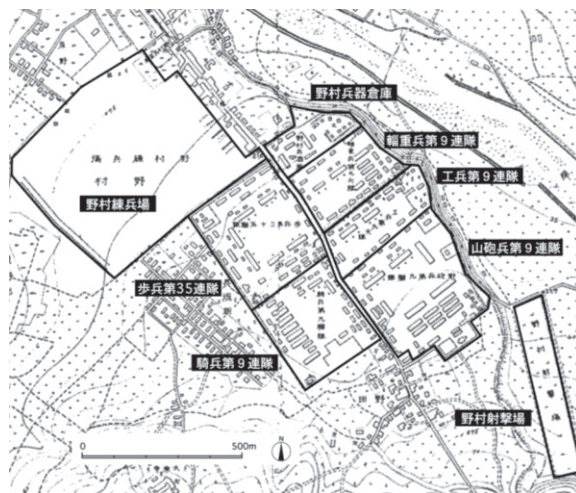


図-8 金沢市野村地区の兵営群

(注)「金沢市附近一万分之一地圖」(金沢偕行社、1921年) 原図は石川県立歴史博物館所蔵。

(資料) 橋本哲哉編『近代日本の地方都市—金沢/城下町から近代都市へ—』(付図、日本経済評論社、2006年)

³³ 「復興住宅建設基準」『復興情報』6月号、p.19、戦災復興院、1946年)

³⁴ 前掲33のp.20

³⁵ 前島正宏『平和町開町40周年記念誌』(p.8、平和町連合町会事務局、1986年)

³⁶ 金沢市史編さん委員会編『金沢市史 通史編3近代』(pp.634-637、金沢市、2006年)

公務員宿舎が建てられ、1953年には県営アパートも建てられ、「平和町」の拡大は続き、1961年には約1,200世帯が暮らす住宅地へと発展した。そして、兵舎や倉庫を転用した住宅や終戦直後に建設された引揚者住宅は、県営住宅に建替えられ、引揚者の街は公営住宅団地として引き継がれた³⁷。

2) 広島市「基町住宅」

広島市は陸軍第5師団司令部の置かれていた軍事都市であり、城郭部を中心としながら、市内各所に軍事施設が展開していた。原爆により壊滅的な被害を蒙った広島市では、罹災者を収容するための住宅が大量に必要であった。しかし、旧軍建物の大半も焼失し、これを改修して住宅として使用することはできなかった。そのため、ほぼ更地となっていた城郭部の旧軍用地の一部、即ち、野砲兵第5連隊、輜重兵第5連隊、広島陸軍病院の跡地に、住宅営団によって応急簡易住宅が建設された。さらに、これに隣接して、市営住宅や引揚者用住宅も建設され、城郭部の基町一帯は、約1,800戸もの戦災関連住宅が集まる住宅街となった（表－8及び図－9）。

城郭部の旧軍用地に急造された戦災関連住宅は粗末であったために、太田川河川堤塘敷など、周辺の不法占拠の民間住宅（通称基町バラック）とともに不良住宅地化した。衛生上の問題に加え、火災が多発するなど防災上の問題もあり、広島市では再開発事業によるスラムクリアランスを実施することにした。そして、基町地区再開発事業（1968～78年度）により、旧軍用地の戦災関連住宅群は、基町高層アパート群へと変貌していった。

この広島市「基町住宅」は、旧軍用地に応急的に建設された戦災関連住宅が、大規模な再開発事業を経て、都心立地の公営住宅へと引き継がれた事例であるが、この過程においては、戦災復興計画で計画された中央公園（約70.48ha）が、大幅な縮小を余儀なくされている。

表－8 広島市城郭部における戦災関連住宅

事業主体	建設戸数	備考
住宅営団	743	1945～47年度 応急簡易住宅
広島市	1,037	1946～48年度 市営住宅
広島県	34	引揚者用住宅

（資料）建設省編『戦災復興誌 第九巻』（都市計画協会、1960年）、
広島市編『図説広島市史』（広島市、1989年）



図－9 広島市基町住宅の状況（1966年）

（資料）戦災復興事業誌編集研究会・広島市都市整備局都市整備部
区画整理課編『戦災復興事業誌』（p.303、広島市都市整備
局都市整備部区画整理課、1995年）

3) 仙台市「追廻住宅」

仙台市は陸軍第2師団司令部の置かれていた軍事都市であり、城郭部や市街地縁辺部の宮城野地区など、市内各所に軍事施設が展開していた。1945年7月10日の仙台空襲によって、多くの罹災者を収容する応急簡易住宅の必要が生じた。

城郭部の旧軍施設のうち、旧軍建物は進駐軍によって接収されたため使用できず、接収を免れた追廻練兵場跡地に、1945年11月から翌年3月ま

³⁷ 住宅政策上においても、応急簡易住宅や国庫補助庶民住宅は公営住宅へと引き継がれている。これについては、公営住宅法制定までの経緯を追った前掲29のpp.171-202に詳しい。

で、住宅営団によって約 620 戸の応急簡易住宅が建設された(以下、追廻住宅)。この追廻住宅は、賃貸住宅として住宅営団が管理していたが、住宅営団の解散を受けて入居者に対して建物が払下げられ、土地は国有地として東北財務局が管理し、賃貸契約により入居者に貸し付けられた³⁸。

一方、1946 年の戦災復興計画において、追廻住宅を含む未接收の城郭部の旧軍用地は、仙台総合運動場(青葉山公園)として計画決定された(図-10)。これに対し、追廻住宅の入居者らは追廻住宅親和会を組織し、公園計画に反対し立ち退きを拒否し続けてきた³⁹。公園計画を知らされないまま、建物を買い取られたというのが反対の理由である。1950 年代後半には、市内の他所に建設された公営住宅へ転出する者が多くあったが、借地権と建物が有償にて新たな転入者に引き継がれ、また、老朽化した応急簡易住宅は建て替えられて追廻住宅は存続した。この頃には、青葉山公園の整備も進み、追廻住宅の区域だけが未整備のまま取り残されている状況となっていた。1963 年には仙台市は、表-9 のような案を示して解決を図ろうとしたが、追廻住宅親和会がこれを拒否した。

その後、市は個別に建物の買い取りを進め、2001 年度までに累計で 400 軒以上の買収が済んだものの、立ち退きに応じない住宅が点在する形で残された。2010 年、残された住民の集団移転先として東北農政局の仙台政府倉庫跡地に市営住宅(仙台市新田住宅)が建設され、追廻住宅問題の全面的解決が図られることとなった。

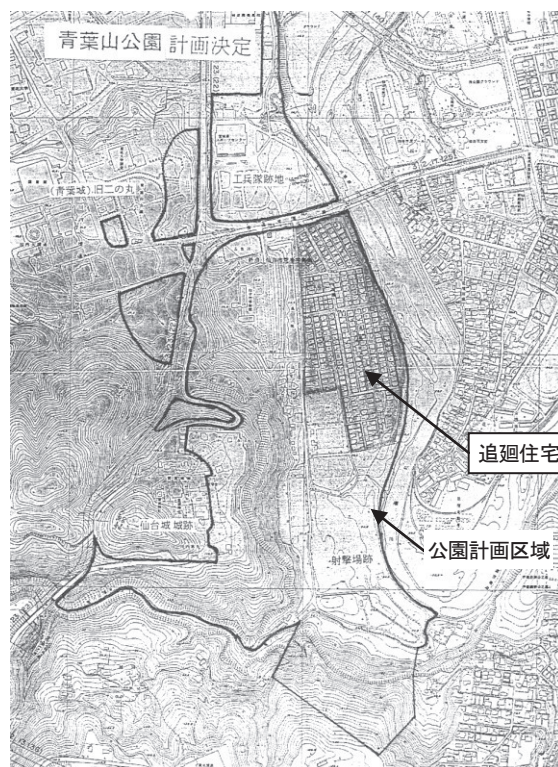


図-10 追廻住宅を含む青葉山公園の計画区域

(資料) 仙台市開発局計画部都市計画課『仙台都市計画史』
(p. 488, 仙台市開発局計画部都市計画課、1988 年)

表-9 仙台市が提示した解決案

A 案	市、県の公営住宅に優先入居(年間 100 世帯程度)を行い、5 ヶ年計画で転居させる。
B 案	追廻以外の地に代替地を提供し、公庫等融資による自主移転を進める。
C 案	追廻地区に中高層の分譲住宅を建設し、希望者に分譲する。

(資料) 仙台市開発局計画部都市計画課『仙台都市計画史』
(p. 489, 仙台市開発局計画部都市計画課、1988 年)

6. 工場への転用方針と転用実態

(1) 空襲による工場の罹災と賠償指定

全国に設置されていた陸海軍及び民間の軍需工場は、米軍の重要な爆撃目標とされた。特に、中島飛行機、三菱航空機、川崎飛行機などの航空機製造工場は、度重なる空襲により壊滅的な被害を受けた。一方、陸軍造兵廠や海軍工廠などは大きな被害を受けたものの、それでも使用可能な建物や機械がかなり残っていた(表-10)。

1945 年 11 月、ポーレー賠償使節団の中間報告において、「日本国民は一定枠の経済生活が認めら

³⁸ 仙台市開発局計画部都市計画課『仙台都市計画史』(pp. 486-489, 仙台市開発局計画部都市計画課、1988 年)によれば、当時、住宅営団側から宮城県及び仙台市に対して応急簡易住宅の引受要請がなされたが、追廻練兵場の跡地は 1946 年の戦災復興計画において青葉山公園として計画決定されており、応急簡易住宅は暫定的な利用が前提であったこと、公営住宅として維持管理を引き受けるには住宅の質が低いということから、受け入れられなかった。

³⁹ 追廻住宅親和会の発足は 1952 年だが、前身となる組織は 1946 年に結成された追廻住宅住民会議。公園計画への具体的な反対行動は、1953 年に緑地化絶対反対の要求書を仙台市に提出したことに始まる。

表一〇 主な陸海軍の軍需工場の被害状況

軍需工場名	所在地	被害状況
名古屋陸軍造兵廠 千種製造所	名古屋市	屋根 59,660m ² (40%) 破壊
名古屋陸軍造兵廠 熱田製造所	名古屋市	屋根 43,240m ² (19%) 破壊
小倉陸軍造兵廠	小倉市	屋根 61,200m ² (40%) 破壊
呉海軍工廠	呉市	屋根 223,230m ² (56%) 破壊
豊川海軍工廠	豊川市	屋根 184,000m ² (50%) 破壊
立川陸軍航空廠	立川市	屋根 105,990m ² (13%) 破壊
広海軍航空廠	呉市	72%損傷
徳山海軍燃料廠	徳山市	49.6%破壊

(資料) 浄法寺朝美『日本防空史』(pp. 223-224、原書房、1981)
より作成

れ、それに必要なもの以上の生産施設は賠償に当てられるべきである」とされた⁴⁰。この報告に基づき 1946 年 1 月 20 に GHQ から示されたのが、「日本航空機工場、工廠及び研究所の管理、統制、保守に関する件」という覚書であった。これにより、航空機工場、陸海軍工廠、研究所等、389 工場が賠償物件として指定され⁴¹、官有、民有の如何を問わず、賠償指定工場の機械類は、賠償のために撤去・引渡しが行われるまでは完全な状態で保守管理されることとなった。このうち、政府が直接保守管理に当たることとなったのは、陸軍関係 49、海軍関係 45、研究所 33 の合計 127 施設であった⁴²。

こうして多くの工場が、GHQ により賠償指定され、使用が著しく制限された。我が国の経済復興のためには、旧陸海軍や民間の軍需工場を平和的産業へ転換することが有効であったにも関わらず、農機具生産や車輛あるいは船舶の修理のために一部の操業が認められた以外は使用できなかった。

ところが、賠償指定工場の調査に訪れたストライク調査団によって 1948 年 2 月に出された「ストライク報告書 (第 2 次)」において、日本経済の復興のために、日本国内で有効利用が可能な生産施

設は撤去するべきでないとされた⁴³。そして、この報告を踏まえ、1949 年 5 月に「マッコイ声明」が出され、賠償撤去は中止されて、それまで指定されていた賠償物件は日本の経済復興のために活用されることとなった。賠償撤去の中止までに、中国、オランダ、フィリピン、イギリスの 4ヶ国に対して、賠償前引渡計画に従って一定量の機械・設備が引き渡されたが、撤去されずに残された機械・設備は、1950 年代に工場 (建物) とともに活用されていくことになる。それは折しも朝鮮戦争による特需景気とも重なり、賠償指定されていた旧陸海軍や民間の軍需工場の再稼動⁴⁴に加え、他の旧軍用地や農地までも工場へと転用することになるほどの需要に支えられ、急速に経済復興を成し遂げていくこととなった。

(2) 旧軍施設の工場への転用方針

1) 終戦直後における転用方針及び転用計画

終戦直後、民生安定に必要な経済復興のための生産力の回復と、賠償や復員で膨張すると考えられる財政需要に対処する「財源確保」のための旧軍施設の払下げという観点⁴⁵から、陸軍造兵廠や海軍工廠などの旧陸海軍の軍需工場を民間工場として活用 (平和産業への転換) する方針が打ち出された。

ここでは、旧陸軍省所管の軍需工場の転用を中

⁴³ 西川博史解説・訳、竹前栄治・中村隆英監修『GHQ 日本占領史 第 25 巻 賠償』(pp. 6-8、日本図書センター、1996 年)

⁴⁴ 前掲 13 の pp. 16-17 によれば、賠償指定の全面解除は 1952 年 4 月の日米平和条約の発効を待たねばならず、それまでは、賠償物件の一時使用許可によって操業が再開された。

⁴⁵ 閣議決定に先立ち、大蔵省企画室が検討していた「国有財産ニ関スル善後措置並ニ今後ノ活用方策」(8 月 25 日)においては、第一項「方針」で「陸海軍所管国有財産及各省所管国有財産中戦争終結に伴ひ本来の用途を廃止せらるるものは極めて莫大」とした上で、「賠償、復員等に因り膨張するものと認めらるる財源需要に対処」するとしている。また、第二項「要領」の「活用方策の概要」の 4 番目に「産業の復旧及振興の見地より処分すべきもの」として「戦後に於て許容さるべき産業の施設として使用するを適当と認めらるる土地、建物、器具、機械等」に付ては速やかに譲渡其の他の処分を行ひ以て国民経済の復興に資するを要す」とある。

⁴⁰ 前掲 15 の pp. 13-14

⁴¹ 前掲 13 の p. 66 によれば、その後も再三にわたって追加された。

⁴² 前掲 13 の pp. 62-65 には、政府が直接保守管理に当たった賠償指定物件が、陸軍工廠 (造兵廠、航空廠、燃料廠等)、陸軍研究所、海軍工廠 (工廠、航空廠、燃料廠等)、海軍研究所の 4 つに分けてリスト化されている。

心にみていこう⁴⁶。

まず、当時、解体前であった陸軍省は、「陸軍作業庁ノ処理ニ関スル件」(1945年9月28日陸軍戦備課⁴⁷)によって、造兵廠の施設、航空廠及び研究所の主要な工場を出来るだけ迅速に移管あるいは民間に払い下げる方針を定めた。そして、軍事産業から平和産業へと転換する具体的な転用計画として、「造兵廠施設ノ平和産業ヘノ可及的転換計画」(1945年9月29日陸軍兵器行政本部)、「航空関係作業庁平和産業転換計画」(1945年9月29日陸軍航空本部)を作成した。これらの計画は、復興に必要な品目の製造を目的として、各工場の建物と機械設備を何の製造に充てるかが示されたものであり、民需工場としての使用を原則とした計画であった。

こういった計画を作成する一方で、陸軍省では、造兵廠の建物と機械設備に対して多方面から寄せられる利用希望を整理し、適格者の選定も行っていた。1945年10月作成と思われる⁴⁸「造兵廠施設利用状況調書」(陸軍兵器行政本部⁴⁹)には、工場ごとに利用希望状況と適格者が整理されている。

2)「造兵廠施設ノ平和産業ヘノ可及的転換計画」

陸軍兵器行政本部によって作成された「造兵廠施設ノ平和産業ヘノ可及的転換計画」には、工場ごとに終戦時の状況と転用案が示されていた。終

戦時の状況とは、建物の延床面積、機械台数、現品目(戦時中の製造品目)である。転用案とは、品目(転用後に製造予定の品目)、機械と建物の各々何%を転用するか、処分方法(主に民間事業者には払下、政府内の場合は移管)、適格者(転用後の利用予定者)である。転用後の製造予定品目として比較的多く予定されていたのは、「農業機械器具」「簡易住宅」「鉄道車輛」の3品目であった。

①農業機械器具

終戦直後は何よりも食糧増産が緊急に取り組むべき課題であり、そのため農業機械器具が必要とされた。しかし、戦時中は生産能力の殆どが兵器製造など、軍事目的に振り向けられていたこともあって、農業機械器具は不足していた。そこで、各地方に農業機械器具製造会社を設立し、旧造兵廠の各工場の建物及び機械設備を払い下げ、「農業機械器具」の製造に当たらせようとしたのであった。例えば東京第一造兵廠仙台製造所では、延床面積1,825,000m²にも及ぶ建物と2,694台の機械設備の各々10%を設立予定の東北農機に払い下げるという計画になっている。他にも適格者の欄に、東京農機、東海農機、大阪農機、九州農機の名称が見え、各地方の造兵廠から、建物と機械設備が払い下げられる計画であった。

②応急簡易住宅

終戦直後、罹災者や引揚者を収容するための応急簡易住宅(越冬住宅:木造6.25坪)の建設は、食糧増産と並ぶ緊急課題とされていた。応急簡易住宅は、各公共団体や住宅営団などによる貸家として展開したことが知られるが、当初は工場生産のプレハブ住宅の供給が主に想定されており⁵⁰、農業機械器具と同じように、各地方に簡易住宅製造会社を設立し、規格化された「簡易住宅」を製造させようとしたのであった。例えば名古屋造兵廠鳥居松製造所では、延床面積69,346m²の建物の40%と4,084台の機械設備の10%を設立予定の

⁴⁶ 海軍省所管の軍需工場の転用方針・転用計画については、陸軍省ほど史料が発見できていないが、例えば「第一次海軍施設転用計画」(『昭和20年10月幣原内閣次官会議書類』(国立公文書館蔵))では、海軍燃料廠を硫安製造のために民間工場に一時使用させる案や、海軍工廠を車両修理工場として運輸省鉄道総局に使用させる案が盛り込まれており、陸軍省の場合と同様に、民生品の生産工場へと転換させる計画となっていた。

⁴⁷ 戦備課とは、軍需品の統制・補給・製造に関する事項を担当した部署。

⁴⁸ 「造兵廠施設利用状況調書」には作成日付がないが、これが綴られている『陸軍土地建物処分委員会綴』(防衛省防衛研究所図書館所蔵)が1945年9～10月の資料を綴ったものであり、9月29日の日付のある「造兵廠施設ノ平和産業ヘノ可及的転換計画」及び「航空関係作業庁平和産業転換計画」の後に綴られていることから、1945年10月作成と推察される。

⁴⁹ 兵器行政本部とは、陸軍造兵廠などを所管した陸軍省の外局。

⁵⁰ 前掲29のp.174では、「応急簡易住宅の主眼は大量生産される規格化された住宅部品の供給にあり、賃貸住宅の供給は補足的なものでしかなかった」と指摘されている。

東海簡易住宅製造に払い下げる計画になっており、他にも同様の簡易住宅製造会社として、東京簡易住宅製造、大阪簡易住宅製造、九州簡易住宅製造の名称が適格者の欄に見える。

また、「簡易住宅」以外で、住宅関連という点で共通する品目としては、東京第一造兵廠第一製造所や仙台製造所などにおいて「建築用金具」「家具類（部品）」が見られ、終戦直後の貧しい住宅事情の改善を目指していたことが窺える。

③鉄道車輛（新調修理）

いずれも建物あるいは機械設備を運輸省へ移管する計画となっている。戦後の経済復興のためにはインフラとしての旅客・貨物輸送の復旧が重要課題とされ、1945年9月末には、1945年度下期と1946年度を第1次計画とする鉄道復興5ヵ年計画が策定された⁵¹。こういった状況の中で、旧造兵廠を転用して、車輛の新調、被災車輛の修理などに充て、必要な車輛を確保することが目指されたのであった。

GHQにとっても、物資・人員の輸送のために鉄道の復興は重要であったため、賠償物件指定により使用が著しく制限されていた旧造兵廠でありながら、鉄道車輛工場としての使用が認められる場合があった。例えば、大阪造兵廠播磨製造所は、建物、機械設備とも100%、即ち施設の全てを運輸省に移管し、鉄道車輛工場へと転用する計画になっており、実際に1946年1月に国鉄鷹取工機部の高砂分工場が設置され、翌年、高砂工機部（1952年に高砂工場に改称）として独立し、1985年に閉鎖されるまで存続した。

④その他注目すべき製造品目

以上、主要な転用品目について考察してきたが、他にもこの計画の中で注目すべき点がある。東京第二造兵廠の各製造所においては、「セルロイド」「染料」「肥料」「農薬」などの化学製品や「ダイナマイト」「黒色火薬」などの爆発物及び火薬が、転用品目とされている。これに対し、他の造兵廠においては、前述した3つの主要な転用品目の他、

「バルブコック」「ミシン」「医療機器」「刃工具」のような機械工業によって製造される品目が転用品目として並んでいる。この違いは、戦時中に製造されていた品目を見る限り、工場に残されていた機械設備の性質の違いによるものである。東京第二造兵廠の各製造所は、戦時中、主に火薬や爆薬の製造を行う工場として建設され、化学工業系の機械設備を有していた。一方、他の造兵廠では、機械工業系の機械設備を有し、弾丸、実包、銃器、機関砲、火砲などを製造していた。こうした機械設備と転用品目の関係から、造兵廠の転用計画は、終戦直後において必要とされる品目のうち、各工場に残された機械設備で何が製造できるかという観点で検討されたと言える。即ち、転用計画の作成にあたって、機械設備の有効活用を前提とした上で、民生安定に寄与する品目の製造が目指されたのであった。

⑤土地の扱い

この転用計画の備考には「官有土地中施設に附帯して特定者に移管又は払下ぐるもの以外は農耕地に還元し失業者特に造兵廠関係失業者に利用せしむる如く致度」との記述がある。転用計画の中心は建物と機械設備にあったが、この記述からは土地に関する方針が読み取れる。建物に付帯して使用される土地は、建物と同様に移管あるいは払下を実施し、それ以外の土地は、造兵廠関係失業者らのために農地に転用することとなっていたのであった。

3)「航空関係作業庁平和産業転換計画」

もう一つの転用計画、「航空関係作業庁平和産業転換計画」は、どうであったか。この計画では、冒頭に次のような「方針」が述べられている。

現有資材施設等を極力民間平和産業機構に供与流用すると共に逐次統一計画の下独立的平和産業機構に改編し以て民力昂揚に資すると共に退職軍人軍属の失業救済の為有力なる一助たらしむ

陸軍の航空工廠及び航空廠に残されていた建物や機械設備を民間事業者に提供することと、航空工廠及び航空廠の機構を改編して平和産業機構として存続させること、の2点が方針として掲げら

⁵¹ 日本国有鉄道『日本国有鉄道百年史 通史』（p. 356、日本国有鉄道、1974年）

れている。退職軍人軍属の失業救済という目的もあって、機構改編による各工場の存続を方針の一つとしたのであった。

一方、予定された転用品目は、「造兵廠施設ノ平和産業ヘノ可及的転換計画」における機械工業系の機械設備を有する造兵廠のそれと基本的には変わらない。やはり、各工場に残された機械設備で何が製造できるかという観点で検討され、「木工家具」「農耕器具機械」「ミシン」などの製造が計画された。また、「自動三輪車」「車両部品」など自動車関連品目の製作も計画されていた。

4) 「造兵廠施設利用状況調査」

以上のような転用計画とは別に、陸軍省に寄せられていた旧造兵廠の建物及び機械などに対する利用希望と、これに対する適格者について「造兵廠施設利用状況調査」が取りまとめられた。利用希望については、造兵廠の工場ごとに、希望者名、範囲、用途が整理されているが、本研究が着目するのは旧軍用地あるいは旧軍建物であるので、機械のみの利用希望は考察対象から外し、土地あるいは建物に対する利用希望があるものを抽出したところ、のべ75件であった。

土地や建物に関する利用希望で多いのは、何らかの製品を製造することを目的とした、工場としての転用である（のべ45件）。この場合は、併せて「機械」の利用も希望として出されているのが特徴で、造兵廠の工場の一部を建物と機械設備のセットで譲り受けて、操業したいという希望が多く寄せられていた。民間事業者は勿論であるが、全国農業会（のべ9件、農産機器の製造）、共栄会（のべ6件、具・簡易住宅・家具の製造、車輛修理）、運輸省（のべ4件、鉄道車輛や船舶の新調修理）からの希望も多い。また、工場以外の用途としては、各学校からの校舎あるいは寄宿舎としての利用希望も比較的多く見られた（のべ8件）。

こういった利用希望状況に対し、誰が適格者として選定されたのであろうか。先に見た転用方針及び転用計画を踏まえると、旧造兵廠の転用については、工場としての使用が原則ということになる。確かに工場としての利用希望を出していた

民間事業者、全国農業会、共栄会、運輸省も適格者として選定されている（31件）。しかし、工場としての利用希望が却下され、他用途での利用希望者が適格者となっている場合もあった。例えば、東京第一陸軍造兵廠本廠・本部・第一・第二・第三製造所では、農村時計学校と家庭薬統制組合の工場としての利用希望は却下されたが、東京女子高等師範学校の寄宿舎、都立五中の校舎、共栄会の営団住宅としての利用希望は認められた。東京第一陸軍造兵廠仙台製造所や東京第二陸軍造兵廠本部地区・本部・板橋製造所の半部においても、同じような選定状況が見られ、旧造兵廠を工場として利用するという原則は、必ずしも守られたわけではなかった。結局、機械設備を有していた造兵廠であっても、他の都市施設需要との関係で、工場以外の用途としての活用も検討しなかったと言えよう。

以上のように、終戦直後には旧造兵廠を民間工場へ転用する方針が出され、各製造所を何の製造工場として活用するかといった具体的な転用計画も作成されていた。さらに、各方面から旧造兵廠の利用希望が出され、それに対する適格者の選定まで行われた。しかし、前述したように旧造兵廠をはじめとした軍需工場の機械設備は賠償物件に指定され、利用が著しく制限されたため、陸軍省が検討した転用計画は絵餅に終わった。

(3) 特需景気下における旧造兵廠の工場への転用

陸軍造兵廠などの工場への転用が再び問題となるのは、朝鮮戦争（1950～53年）に伴う特需景気の時期である。1950年代前半、米軍による大量の軍需物資の調達によって、我が国の製造業は息を吹き返していった。米軍からの発注に対応するためには設備増強が必要とされ、元来、軍需工場であった旧陸軍造兵廠や旧海軍工廠に白羽の矢が立てられたのであった。1952年のサンフランシスコ講和条約締結を受けて、賠償物件の指定解除がなされる時期であり、各事業者から旧造兵廠などの払い下げ申請が次々として出され、旧造兵廠などの転用問題は政財界の一大関心事となった。旧造兵廠などの民間払い下げについては、1951年11月

に通産大臣の諮問機関として、民間人で構成される「五人委員会」が設けられ検討が進められたが、対象となった11の旧造兵廠に対し、約50社から利用申請が出されていたことから分かるように、民間事業者の転用意欲は旺盛であった⁵²。

当時の旧造兵廠などの利用状況については、野村證券金融経済研究所が1952年に旧陸軍造兵廠及び旧海軍工廠73箇所を対象に、①駐留軍・保安隊が軍事目的で使用中のもの（18箇所）、②大部分が民間・公共団体に払い下げられたもの（34箇所）、③今後民間に払い下げ得る部分が多く利用度の高いもの（21箇所）、の三分類で整理している。これによると、賠償物件の指定解除前において、既に34箇所は、大部分が民間あるいは公共団体に払い下げられて使用中とされている。つまり、終戦直後の転用計画が絵餅に終わったとはいえ、1952年までにかなりの転用が進められていたことになる。また、今後民間に払い下げ得る部分が多く利用度が高いとされている21箇所についても、既に一部は転用されていた。

さらに、どのような用途に転用されていたのかをみると、学校や農地への転用に混じって、工場などの産業用地としての利用も多く見られた（表－11）。賠償物件の指定解除前ではあったが、朝鮮戦争で使用する軍需物資の調達に関わるため、事業者からの利用申請に対し、GHQは個別に許可を出していたのであった。

旧造兵廠などに残されていた建物と機械設備を活用すれば、特需に対処する生産体制を迅速に整えることが可能であった。それ故に、多くの事業者が旧造兵廠などの利用申請を行なった。

政府としても兵器特需に迅速に対応するため、1953年、通産省において兵器製造及び艦艇修理機能を有する旧造兵廠などを国有民営とし、共同会社に貸し付ける方針を定めた⁵³。共同会社への貸付は、利用申請事業者の競合回避、過剰な設備投

表－11 旧陸軍造兵廠・海軍工廠などの利用状況
(1952年、GHQ使用以外)

分類	名称	利用状況
② 大部分が民間・公共団体に払い下げられたもの	東京第一陸軍造兵廠滝川工場	学校等
	東京第一陸軍造兵廠王子工場	東洋紡績に返還
	東京第二陸軍造兵廠板橋製造所	中小事業者に分割転用
	東京第二陸軍造兵廠荒尾製造所	学校、製粉工場等
	東京第二陸軍造兵廠深谷製造所	農地
	東京第二陸軍造兵廠櫛引製造所	農地
	名古屋陸軍造兵廠熱田製造所	工場、倉庫等
	名古屋陸軍造兵廠鷹来製造所	学校等
	名古屋陸軍造兵廠柳津製造所	紡績会社（返還）
	名古屋陸軍造兵廠楠製造所	紡績会社（返還）
	大阪陸軍造兵廠本廠工場	大阪車輛工業、日本鉄線、大阪製鋼、日清製粉、大阪市、大阪大学等
	大阪陸軍造兵廠播磨製造所	国鉄、神戸製鋼所等
	小倉陸軍造兵廠糸口山製造所	農地等
	鈴鹿海軍工廠	農地等
	相模海軍工廠	昭和ゴム、日東タイヤ等
	沼津海軍工廠	農地、学校、工場、病院等
	高座海軍工廠	農地
	津海軍工廠	農地、学校等
	第一海軍技術支廠（釜利谷支廠）	東急横浜製作所、川崎製鉄、日本石油、学校等
	第二海軍技術廠	市営住宅等
	第四海軍燃料廠（糟屋）	国鉄
③ 今後民間に払い下げ得る部分が多く利用度の高いもの	関東工業雀宮工場（官設民営）	一部保安隊
	東京第二陸軍造兵廠岩鼻製造所	一部日本化薬
	東京第二陸軍造兵廠明戸工場	一部農地
	名古屋陸軍造兵廠高蔵製造所	名古屋大学
	大阪陸軍造兵廠枚方製造所	一部大阪大学、枚方市、国税局
	海軍技術研究所	一部国連軍
	第二海軍燃料廠（四日市）	一部東海硫酸、学校、社宅
	豊川海軍工廠	一部保安隊、名古屋大学、豊川市、国鉄
	舞鶴海軍工廠	一部飯野産業
	光海軍工廠	一部武田薬品、徳山鉄板
	呉海軍工廠	一部播磨造船、尼崎製鉄、日亜製鋼、淀川製鋼所、英豪軍倉庫
	佐世保海軍工廠	一部佐世保船舶工業
	第一海軍火薬廠（船岡）	一部国連軍倉庫

(注1) ②大部分が民間・公共団体に払い下げられたもの（34箇所）、③今後民間に払い下げ得る部分が多く利用度の高いもの（21箇所）のうち、利用状況の記載あるもののみ掲載。

(注2) 名称欄に網掛あるものは、五人委員会が転用の対象となった工場。他に、東京第一陸軍造兵廠、第十一海軍航空廠（広）、同（徳山）、岩国陸軍燃料廠。

(資料) 野村證券金融経済研究所「旧軍工廠はどうなっているかー主要施設の一覧」(pp.14-25、『財界観測』6巻9号、1952年)より作成

⁵² 「旧軍工廠の払下げ問題」(pp.12-13、『経済展望』24巻2号、1952年)

⁵³ 「旧軍工廠の活用問題」(pp.12-14、『日本経済情報』12巻4号、1953年)

資の回避、将来再収用する必要が生じないようにといった配慮からであった。しかし、事業者間の調整が難航したため、共同会社の設立・運営は頓挫し、結局、方針通りに転用は進まなかった。

例えば、第二海軍燃料廠（四日市）、第三海軍燃料廠（徳山）、岩国陸軍燃料廠について、通産省では1953年9月に石油精製会社9社による共同会社への土地の貸付を決定した。しかし、共同会社による事業化案は進展せず、1955年1月には共同会社への貸付を白紙に戻した。その後、再度、転用方策を検討して、第二海軍燃料廠（四日市）は、昭和石油（石油精製）及び三菱グループ（石油化学）に、第三海軍燃料廠（徳山）は、出光興産（石油精製）に、岩国陸軍燃料廠は、三井石油化学工業（石油化学）に払い下げる方針となった。各燃料廠は、この方針に従って1956～57年に各社に払い下げられ、その後、石油化学コンビナートとして発展した。

以上のように、転用計画を立てながらも、賠償物件に指定されたために活用できずにいた旧造兵廠などの諸設備は、朝鮮戦争による特需景気の下、多くの事業者に請われて個別に再稼動した。その多くは、既存の建物、機械設備を出来るだけ活用し、燃料廠の石油化学コンビナート化のように国策によって転用が進められた場合もあった。そして、旧造兵廠などを引き継いだ工場は、その後の高度経済成長を支える礎となっていった。

7. おわりに

終戦直後においては、供給サイドも需要サイドも、当時の緊要な社会的ニーズに対応するため、公共的利用を中心に、あるいは公共の福祉的観点をもって、旧軍用地をはじめとする旧軍施設を活用しようとしていた。こういった短期的視点から転用対象として期待されたのは、旧軍用地に付随して残存していた旧軍建物や軍需工場の機械設備であった。純粋に土地としての旧軍用地に利用価値を求めたのは、応急簡易住宅の建設用地くらいであったが、極度に物資の不足していた当時の状況からすれば当然と言えよう。

そして旧軍施設の転用は、実際に、罹災学校の代替施設確保、罹災者や引揚者のための越冬住宅確保、高度経済成長の礎となる工業振興に対して、大きな成果を上げた。なお、学校不足や住宅不足の解消といった罹災対応には一時利用が想定されており、緊急事態を乗り切った後は、長期的視点に基づく都市づくりを計画的に進めていくはずであった。しかし、この一時利用が、土地利用上の既成事実となって計画の変更を迫るような状況もあった。

本稿では触れなかったが、都市計画サイドにおいては、戦災復興院より旧軍用地を都市計画緑地として決定するよう指示が出されていた。旧軍用地を学校、住宅、工場として利用する傍ら、旧軍用地を取り込んだ公園緑地系統の確立が目論見られた。この顛末について興味のある方は、拙稿¹⁾²⁾をご笑覧いただければ幸いである。

※本稿の一部は、今村洋一（2014）「戦後日本における旧軍用地の学校への転用と文教市街地の形成について ―陸軍師団司令部の置かれた地方13都市を事例として―」（都市計画論文集，49巻1号，pp. 41-46）の内容の一部に修正を加えたものである。

※関連する参考文献

- 1) 今村洋一（2009）「戦災復興計画における旧軍用地の転用方針と公園・緑地整備について」，都市計画論文集，44巻3号，pp. 817-822
- 2) 今村洋一（2012）「戦災復興期における東京の公園緑地計画に対する旧軍用地の影響について」，都市計画論文集，47巻3号，pp. 727-732